



地域における多文化共生施策の推進 について

令和 4 年12月

総務省自治行政局国際室

目 次

1. 「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント・・・・・・・・・・ 2
2. 地方公共団体における多文化共生施策の推進
（「多文化共生事例集（令和3年度版）」）・・・・・・・・・・ 7
3. 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置・・・・・・・・・・ 13

1. 「地域における多文化共生推進プラン」 改訂のポイント

「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント

1. 経緯

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を令和元年11月から令和2年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

2. 改訂のポイント

①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

- ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築
- ・I C Tを積極的に活用し、行政・生活情報の多言語化を推進
- ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた日本語教育を推進
- ・災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備

②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進
- ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する留学生の地域における就職を促進

③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

- ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進

④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

- ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備

総務省は、地方公共団体において、改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

旧プラン (2006年)

[背景・趣旨]

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

[具体的な施策]

(1) コミュニケーション支援

- ①地域における情報の多言語化
- ②日本語及び日本社会に関する学習支援

(2) 生活支援

- ①居 住
- ②教 育
- ③労働環境
- ④医療・保健・福祉
- ⑤防 災

(3) 多文化共生の地域づくり

- ①地域社会に対する意識啓発
- ②外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

[背景・趣旨]

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
 - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

[具体的な施策]

(1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

(2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保健サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

②日本語教育の推進

ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(文化庁)の活用も検討する。

2. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

（2）生活支援

①教育機会の確保

- ア. 就学状況の把握
- イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内
- ウ. 就学校・受入れ学年等の決定
- エ. 日本語の学習支援
- オ. 地域ぐるみの取組の促進
- カ. 不就学の子供への対応
- キ. 進路指導・キャリア教育
- ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進
- ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い
- コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応
- サ. 学齢を経過した外国人への配慮

2. 地方公共団体における 多文化共生施策の推進 (「多文化共生事例集(令和3年度版)」)

多文化共生事例集（令和3年度版）の概要

背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を策定・周知

↓ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化

令和2年9月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を改訂

当該改訂を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等の対応に伴う、多文化共生の推進に係る新たな取組事例

改訂した内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進することが必要

多文化共生事例集（令和3年度版）

※総務省HPで公表しております。

(1) コミュニケーション支援（17事例）

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備（9事例）

- ・ 一元的相談窓口の開設・運営
- ・ 多言語翻訳機器を活用した多言語相談対応 など

② 日本語教育の推進（6事例）

- ・ 日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出
- ・ ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営 など

③ 生活オリエンテーションの実施（2事例）

- ・ 生活設計支援冊子の作成
- ・ 地域に出向いた生活オリエンテーションの実施

(2) 生活支援（53事例）

① 教育機会の確保（12事例）

- ・ 就学前教室
- ・ 関係機関と連携した就学促進 など

② 適正な労働環境の確保（9事例）

- ・ 技能実習生の受入環境の整備
- ・ 就業・定着支援 など

③ 災害時の支援体制の整備（11事例）

- ・ 外国人防災リーダーの養成
- ・ 地方公共団体間の広域連携協定の締結 など

④ 医療・保健サービスの提供（5事例）

- ・ 医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及
- ・ メンタルヘルス相談、医療通訳派遣事業 など

⑤ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供（7事例）

- ・ 外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成
- ・ 外国人高齢者支援 など

⑥ 住居確保のための支援（3事例）

- ・ 多言語対応が可能な不動産業者の紹介 など

⑦ 感染症流行時における対応（6事例）

- ・ 動画を活用した情報発信・SNSを活用した関係機関・団体との情報共有 など

(3) 意識啓発と社会参画支援（12事例）

① 多文化共生の意識啓発・醸成（7事例）

- ・ 外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催
- ・ 官民一体で企画・運営を行う外国人住民と日本人住民の交流イベントの開催 など

② 外国人住民の社会参画支援（5事例）

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり
- ・ 外国人コミュニティと地域や行政が連携して課題解決を目指す「外国人コミュニティ事業」の実施 など

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応（9事例）

① 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応（4事例）

- ・ 観光分野における外国人住民の取組
- ・ 外国人材を活用したインバウンド誘致事業 など

② 留学生の地域における就職促進（5事例）

- ・ 大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結
- ・ 市内企業への留学生の就職支援 など

(5) 推進体制の整備等（6事例）

① 多文化共生施策の推進体制の整備（3事例）

- ・ 多文化共生に係る連携体制の整備
- ・ 広域連携による外国人相談対応 など

② 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定（3事例）

- ・ 幅広い主体と連携した指針・計画の策定
- ・ 指針・計画の策定後の評価・進捗管理 など

地域における日本語教育の取組事例①〔日本語教育の推進〕

杉戸町国際交流協会の取組

〔日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出〕

～杉戸町日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流活動～

背景・課題

- 外国人住民が日本語を学ぶことができ、また、日本人住民と外国人住民の交流を深めることができる場として、杉戸町日本語教室が開設。



▲日本語教室でマンツーマンで授業を行う様子

取組内容

- 杉戸町日本語教室は、近隣地域の外国人住民も対象とし、毎週水曜日に町内の公民館で無料で開講(マンツーマン方式)。日本語を学ぶ以外にも、折り紙教室や浴衣を着るイベントなど、日本文化を体験できる機会を提供。

取組のポイント

- 学習者の日本語レベルに合わせて、市販の教科書だけではなく、小・中学校の教科書や、新聞記事などの身近な「教材」も使用しているほか、日本語検定等のニーズに対応した教材も使用。
- 「日本語スピーチコンテスト」や「異文化交流パーティ」を開催し、学習者の学習意欲を維持するとともに、日本人住民と外国人住民の交流の場にもなっている。

成果

- 累計で延べ約1,000人が参加し、日本語検定の合格者等も排出。
- 町内の中学校や保育園からの依頼で、日本語教室の学習者が多文化共生や英会話の講師を務めるなど、地域における多文化共生への理解促進にも寄与。

(公財) 浜松国際交流協会の取組

〔ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営〕

～中山間地域におけるインターネット授業～



▲オンラインで発表する学習者
(画面に映っているのは指導役の大学生)

背景・課題

- 中山間地域の浜松市天竜区は、外国人散在地域で、日本語の指導ボランティアの高齢化が進む中、指導役の確保が課題。

取組内容

- とこは
- 県内の常葉大学と連携し、同区で毎週行われている日本語教室において、月1回、同大学の日本語教員養成課程等の学生によるオンライン日本語教室を実施。教材は、(独)国際交流基金の「いろいろ 生活の日本語」を使用。

取組のポイント

- 本事業の連携先に、常葉大学で日本語の教授法(教案作成等)を指導する教員が含まれており、その指導を受けた大学生が指導役を務めた。

成果

- 地理的に不便で日本語教師の不足が懸念される中山間地域でも、ICTを活用することで日本語教室の持続可能性を見出すことができた。
- 大学生にとっては、大学の学習内容を実践する場となった。

三重県津市の取組

〔就学前教室 等〕

～初期日本語教室「きずな」「移動きずな」・就学前日本語教室「つむぎ」～

背景・課題

- 市立小中学校・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、全ての学校に「日本語教育担当」を指名又は配置する等、市を挙げて体制を強化。



▲初期日本語教室「きずな」の様子

取組内容

- 初期日本語指導や日本の学校への適応支援をマンツーマンで行う、初期日本語教室「きずな」を実施。また、地理的な制約等から「きずな」に通えない児童生徒が在籍校でも同じカリキュラムが受けられるよう、「移動きずな」を実施。
- 就学前の外国人の子供を対象として日本語や学校生活について指導を行う、就学前日本語教室「つむぎ」を実施。

取組のポイント

- 市教育委員会職員や市民ボランティアスタッフを対象に「日本語指導ボランティア養成講座」を実施し、指導の質を確保。
- 日本語の理解が十分でない子供を対象に母語支援スタッフを配置するほか、保護者に向けた日本の小学校についてのガイダンスや相談対応を実施。

成果

- 参加した子供の保護者から、「前より日本語を話すようになった」、「子供はつむぎで勉強してから、小学校に行くことに対し、わくわくしている」、「大人の学びの場にもなった」等の評価。

岐阜県可児市の取組

〔関係機関と連携した就学促進〕

～庁内関係部署等と連携した就学促進～

背景・課題

- 外国人の子供が急増する中、言葉の壁や文化・制度の違いを背景にした不就学児が増加しないよう、平成17年頃から、庁内関係部署等と連携し、外国にルーツを持つ子供の就学を促進。



▲「ばら教室KANI」における授業の様子

取組内容

- 市民課での転入手続に続けて教育委員会での就学手続を案内。
- 小、中学校への進学を希望する外国にルーツを持つ子供を対象とした、学校への適応指導や初期の日本語指導等を行う初期適応指導教室「ばら教室KANI」を運営。
- 不就学のうえ就学の意思が確認できない家庭に対しては、コーディネーターが繰り返し家庭訪問を行い、説明や相談対応等を通じて就学を促進。

取組のポイント

- 転入手続と連携し、就学手続漏れを防止。
- 家庭訪問の際は、保護者に対して子供が学校に通うことの重要性等を説明し、就学を促進。

成果

- 教室からは、これまでに900人以上の子供が就学。外国人住民の増加に伴う利用ニーズの高まりから、令和2年度に「第2ばら教室」を開設。
- 今後、日本語や教科学習など就学後の支援も検討。

3. 地域における多文化共生の推進に係る 地方財政措置

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和4年6月14日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講ずることとしている。

<地方単独事業分>

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活動経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：日本語指導等経費、授業料軽減のための助成経費、相談窓口・ホームページの開設経費、各種支援に向けた事前調査経費、就学の促進に資する取組経費 等	

<国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担	(市町村分) 特別交付税措置

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
 (R4措置額 標準団体当たり 県分:17百万円、市町村分:4百万円)

総務省自治行政局国際室

電話 (03) 5253-5527 (ダイヤルイン)

FAX (03) 5253-5529

E-mail kokusai@soumu.go.jp

HP(URL) <https://www.soumu.go.jp/kokusai/index.html>